

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和 5 年 8 月 1 日			
神戸市長 宛			
提出者 住 所 岐阜県羽島市福寿町間島1518 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者氏名) 丸栄コンクリート工業株式会社 代表取締役 棚橋 肇 電話番号 058-393-0221			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 4 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	神戸工場		
事業場の所在地	神戸市西区神出町南苅屋谷413-2		
事業の種類	窯業・土石製品製造業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	962 t	全 処 理 委 託 量	962 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	962 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: **木くず**) 事業場コード: 神戸工場 地域コード: 11(神戸)  
(事業場コード(28J又は69J)で始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)

不要物等発生量 (単位:t)

有償物量

排出量 ① 25

自ら処理している場合の流れ

自ら直接再生利用した量 ② 0

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③ 0

自ら中間処理した量 ④ 0

④のうち熱回収を行った量 ⑤ 0

自社保管量 E 0

自ら中間処理した後の残さ量 ⑥ 0

⑥のうち熱回収を行った量 ⑦ 0

自ら中間処理した後の再生利用した量 ⑧ 0

自ら中間処理した後の自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑨ 0

自ら中間処理した後の委託最終処分量 A 0

自ら中間処理した後の委託中間処理量 B 0

Bのうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑪ 1/2 0

Bの中間処理した後の残さ量 C 0

熱回収認定業者への処理委託量 ⑬ 1/2 0

熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 ⑭ 1/2 0

中間処理後、再生利用業者への処理委託量 ⑫' 0

中間処理後、最終処分した量 D 0

直接委託処理した場合の流れ

直接中間処理委託量 ⑯ 25

⑯のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑪ 2/2 0

直接最終処分委託量 ⑰ 0

⑰のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫' 25

⑰のうち直接最終処分した量 ⑱ 0

熱回収認定業者への処理委託量 ⑬ 2/2 0

熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 ⑭ 2/2 0

⑱のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫' 25

⑱のうち直接最終処分した量 ⑱ 0

備考: ⑮~⑳, ⑫'及びA~Eは、法様式に追加して、報告している項目です。  
 追加項目は、産業廃棄物の処理動向を長期的に把握し、不適正処理を防止するため必要なデータです。

項目	実績値
① 排出量	25
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	25
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	25
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

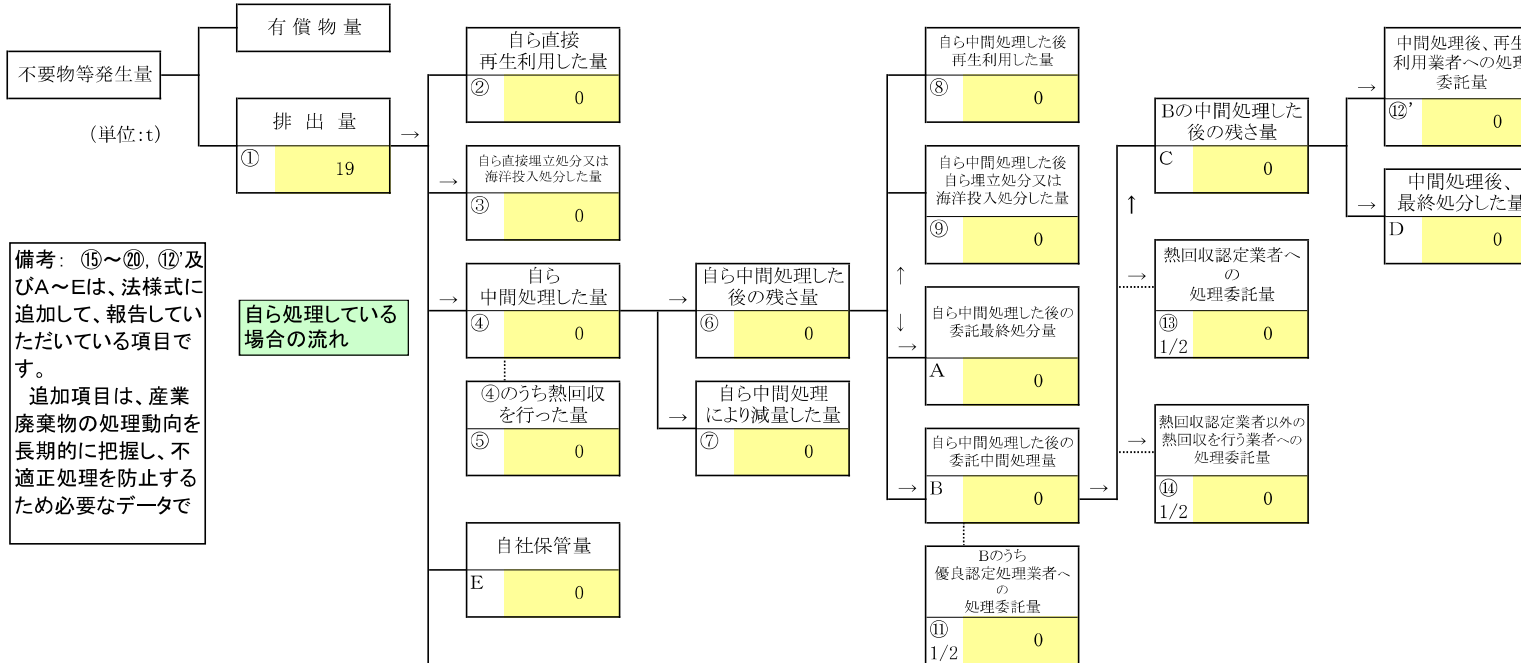
- ⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
- 25 (A+B+⑮+⑰)
- ⑪優良認定業者への処理委託量
- 0 ((⑪)1/2+(⑫)2/2)
- ⑫再生処理業者への処理委託量の合計
- 25 ((⑫')+⑳)
- ⑬熱回収認定業者への処理委託量
- 0 ((⑬)1/2+(⑭)2/2)
- ⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
- 0 ((⑭)1/2+(⑮)2/2)
- ⑮は委託処理のうちの最終処分量
- 0 (A+D+⑰+⑱)
- その他
- 0 保管量
- 総埋立処分量
- 0 ((⑨)+A+D+(⑰)+(⑱))
- 総再生利用量
- 25 ((②)+(⑧)+(⑫'+⑳))

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **がれき類**) 事業場コード: 神戸工場 地域コード: 11(神戸)

(第2面)

(事業場コード(28J)又は69Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



備考: ⑮~⑳, ⑫及びA~Eは、法様式に追加して、報告している項目です。  
追加項目は、産業廃棄物の処理動向を長期的に把握し、不適正処理を防止するため必要なデータで

自ら処理している場合の流れ

直接委託処理した場合の流れ

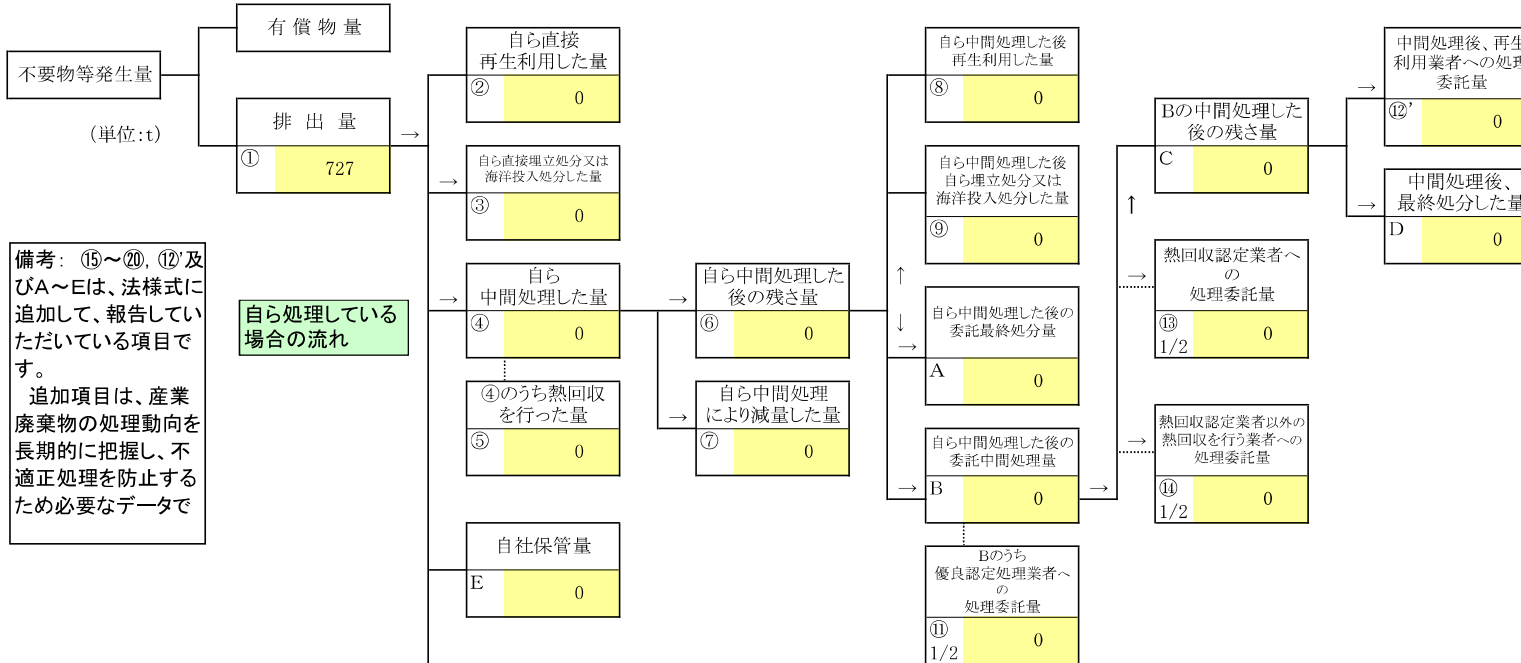
項目	実績値
① 排出量	19
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	19
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	19
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

- ⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
19 (A+B+⑮+⑰)
- ⑪ 優良認定業者への処理委託量  
0 ((⑪)1/2+(⑫)2/2)
- ⑫ 再生処理業者への処理委託量の合計  
19 ((⑫'+⑳))
- ⑬ 熱回収認定業者への処理委託量  
0 ((⑬)1/2+(⑭)2/2)
- ⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  
0 ((⑭)1/2+(⑮)2/2)
- ⑮ は委託処理のうちの最終処分量  
0 (A+D+⑰+⑱)
- その他  
0 保管量
- 総埋立処分量  
0 ((⑨)+A+D+(⑰)+(⑱))
- 総再生利用量  
19 ((②)+(⑧)+(⑫'+⑳))

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラスくず(コンクリートくず) ) 事業場コード: 神戸工場 地域コード:11(神戸)

(事業場コード(28J)又は69Jで始まる全10桁コード)が不明の場合、事業所名称を記入ください。)



備考: ⑮~⑳, ⑫及びA~Eは、法様式に追加して、報告していただいている項目です。  
追加項目は、産業廃棄物の処理動向を長期的に把握し、不適正処理を防止するため必要なデータで

項目	実績値
① 排出量	727
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	727
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	727
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

- ⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
727 (A+B+⑮+⑰)
- ⑪ 優良認定業者への処理委託量  
0 ((⑪)1/2+(⑫)2/2)
- ⑫ 再生処理業者への処理委託量の合計  
727 ((⑫)+⑳)
- ⑬ 熱回収認定業者への処理委託量  
0 ((⑬)1/2+(⑭)2/2)
- ⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  
0 ((⑭)1/2+(⑮)2/2)
- ⑮ は委託処理のうちの最終処分量  
0 (A+D+⑰+⑲)
- その他  
0 保管量
- 総埋立処分量  
0 ((⑨)+A+D+(⑰)+(⑲))
- 総再生利用量  
727 ((②)+(⑧)+(⑫)+(⑲))

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときには、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。